「学生による告発及び要求」と高等教育機関に おける同和・人権教育の推進:1960~70 年代の 大阪市立大学を事例として

板山 勝樹

Citation	人権問題研究, Vol.17, pp.5-20			
Issue Date	2020-03-31			
Textversion	Publisher			

© 2020 大阪市立大学人権問題研究センター. All rights reserved. https://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/contents/osakacu/html/ej/1346454x/top.html

板山 勝樹. 「学生による告発及び要求」と高等教育機関における同和・人権教育の推進:1960~70年代の大阪市立大学を事例として. 人権問題研究. 2020, Vol.17, pp.5-20.

「学生による告発及び要求」と高等教育機関における 同和・人権教育の推進

─1960 ~ 70年代の大阪市立大学を事例として─

板 山 勝 樹*

キーワード: 高等教育機関/同和・人権教育/学生による告発及び要求

Keywords: Higher Education Institutions / Dowa Education and Human Rights Education / Accusation and Request by Students

要旨

本稿の目的は、高等教育機関における同和・人権教育の成立・発展、推進等にいかなる事情が関係してきたのかという問いを、「学生による告発及び要求」という視座から解明することにある。そこで、1960~70年代の大阪市立大学を研究対象として、この時期に起こった同和・人権教育推進上重要であろうと思われる出来事を取り上げた。そして、「学生による告発及び要求」に焦点をあて、それぞれの出来事の経過を明らかにした。また、これらの出来事への取り組みを通して、大学が徐々に同和・人権教育推進に向けた「主体性」を形成し、「人権文化」」を創造していく過程を描き出した。

はじめに

本稿の目的は、高等教育機関における同和・ 人権教育の成立・発展、推進等にいかなる事情 が関係してきたのかという問いを、「学生による 告発及び要求」という視座から解明することに ある。

この目的を果たすために、1960 ~ 70年代の大阪市立大学(以下、市大と略す)における同和・人権教育の成立・発展、推進等の過程を研究対象とした。その理由は、市大が日本の高等教育機関における同和・人権教育の推進において代表的な存在であり、その1960 ~ 70年代において、差別事件の発生→「学生による告発及び要求」

→同和・人権教育の推進という構図が現われて いたと考えるためである。

高等教育機関における同和教育は、1950年代にある差別事件を契機として開始され、1960年代には量的な広がりを見せた。1960年代に入り、1950年代に同和教育関連科目を開講していた大阪社会事業短期大学・神戸大学・高知大学に加え、市大をはじめ大阪学芸大・京都学芸大学・同志社大学・京都工芸繊維大学・大谷大学等において科目が開講する状況が現われ、1970年代にはその数は急増した²⁾。その主要因(とその背景)としては、差別事件の発生と学生によるその告発及び克服をめざした同和教育要求、部落解放

^{*} 名桜大学国際学群

運動側からの教育要求の高まり、同和対策審議 会答申・同和対策事業特別措置法による「同和 教育の制度化」が挙げられる。

市大は、比較的早い時期から同和教育関連科 目を開講したという点でも特筆するべきではあ るが、その代表性は、1970年代に全国の大学に **先駆けて、大学における同和教育推准の拠点で** ある市大同和問題研究室(1973年に活動を開始) を設置し、同和問題担当専任教員を配置する等 の先進的な取り組みを行ってきた点にあると考 えている。こうした代表性を有する同和・人権 教育先進大学・市大における同和・人権教育推 進の原動力は、差別事件の発生等に対する「学 生による告発及び要求」にあり、その告発・要 求に応える形で、同和・人権教育の推進がなさ れていったものと考える。この考えは、以下の 熊本理抄の指摘(特に、傍点部分)とも符合する。 熊本は、1960~70年代に市大において同和・人 権教育が推進されていく経緯の概略について、 次のように述べている。1961年の差別事件を契 機として、「学生の働きかけにより、差別事件対 策委員会が立ち上げられ、後に同和問題委員会 設置へと至った。学内において、オリジナルの テキストを用いながら部落問題について既に教 鞭をとっていた原田伴彦など、部落問題を指導 する教員がいたことも大きかった。1966年には、 題研究会を中心におきる。そうした中で〈中略〉 部落史、解放運動史、部落の現状や同和行政な どの内容を盛り込んだ部落問題に関する講座が 一般教養課程で開講 | (傍点筆者) し、1970年に 同和問題研究室の設置と2名の同和問題担当専任 教員の配置が決定した。[熊本 2010:74]

以下では、1960 ~ 70年代の市大における同和・ 人権教育の成立・発展、推進等の過程での重要 なトピックについて、「学生による告発及び要求」 という視座から、時系列にそって詳しくみてい きたい³⁾。

1. 市大における同和教育の開始と「学生による告発及び要求 |

市大が同和教育に取り組み始める契機は、 1961年10月に起きた差別事件であった。「教室に 一女学生を名指しで差別し誹謗中傷するビラが 貼られていた」事件であり、「家政学部二回生 "○○○○"の本当の素性は〈中略〉非解放部落 民出身(ママ)で…」という悪質なものである。 この事件を告発したのは、前年の1960年6月に 設立された学生団体である大阪市立大学部落問 題研究会(以下、部落研と略す)であった4)。 この告発によって、学長等によって組織された 臨時差別事件対策協議会が設置され、10月19日 に学長・学生部長連名の告示文が出された。10 月30日には、差別事件対策協議会を発展的に解 消し、差別対策委員会が発足した5)。同日に、 部落解放同盟大阪府連合会(以下、府連と略す) 執行委員会は、本件に対する行政闘争に取り組 むことを決定し、11月11日には市立大学・府立 大学・学芸大学・社会事業短大各部落研との合 同の対策本部が設けられた。[上田 1980: 1 - 4

こうした学生や部落解放運動側からの要求に応じるかたちで、当初、「個人に関する微妙な問題である」とし公開をためらっていた大学側は、「第1回の告示に続き近日中に配布する告示文を決定し、関連して12月上旬に全学集会を開くこと、部落問題に関するパンフレットを本年度中に出すこと、来年度は課外講座・講習会等を設けて啓発活動を行うことを審議のうえ決定した」。また、恒久的な委員会を組織すること、同

和問題研究室を設けること等の体制整備の必要性が議論され、11月27日の協議会にて、「各学部・経済研究所から委員1名(講師以上)を選出し、学生部長・事務局長を加え、各部局長・事務局次長を参与として同和問題委員会を組織することを決定した」。学生や部落解放運動側からの要求に応じるかたちであったとは言え、1961年の時点で既に、恒久的な委員会や同和問題研究室の設置が議論されていた点には注目しておきたい。

この決定に基づき、12月9日に、原田伴彦教 授による「部落問題の基本点 | とのテーマでの 全学集会が開催されるとともに、翌1962年1月 24日には、同和問題委員会(学長諮問機関)が 開催されている6)。この委員会では、同和問題 講演会の開催・同和問題関係図書の整備・パン フレットの編集が議題となった。この議論を経 て、6月には黒田了一教授・北原泰作さんを講 師とする講演会が行われ、関係図書の整備が進 められた。一方、パンフレット『部落問題につ いて』の刊行は当初6月をめざしていたが、 1963年3月にずれ込んだ。このパンフレットの 内容等については、「はしがきに続いて部落問題 とは、部落はどうしてできたか、部落はなぜ残 されたか、解放運動はどのように進んだか、差 別とはどういうことか、差別をいかになくすべ きか、の6章からなる。B6版20頁。経済学部原 田伴彦教授が執筆した。6000部を印刷し、学生 に4000部、教職員に2000部が配布された」とさ れている。[上田 1980:5-8]

以上見てきたように、市大における同和教育は「学生による告発及び要求」によって開始され、 部落解放運動側からの教育要求と原田教授らの 部落問題に理解のある教員の取り組みが、その 開始を支えたと言ってよい。

2. 「社会計画論(部落問題論)」の開 講と「学生による告発及び要求」

1961年11月に組織することが決定した同和問 題委員会ではあったが、その取り組みは数年間 停滞しており、1966年に部落研学生から部落問 題講座開設と同和問題委員会再建を要求される ことになった。当時、部落問題講座開設要求運 動に取り組んだ加藤昌彦さん(1965年入学)は、 この運動は、「指導者の矢野洋さんの頭に思いつ いたもので、部落解放運動からの要請とか、他 の誰からの指示とかというものではない」と述 べた(加藤さん本人からの、2019年6月7日の 電子メールの引用)。また、この要求運動のキャッ プ(実際に取り組みを進める人物)であった轟 博文さん(1965年入学)は、同和対策審議会答 申(以下、同対審答申と略す)を活用し、部落 解放の理念の実現をめざす府連の大賀正行さん (1958年入学) の理論的指導と、矢野洋さん (1963 年入学)の実動的指導の下で、この要求運動は 取り組まれたと述べた。轟さんによると、実働 的リーダーであった矢野さんは、「同和問題委員 会設置を、一般的な宣伝程度としか受けとめて いなかった」とした。部落研や府連等からの追 及をかわすための組織設置だと受けとめていた ということであろう。さらに轟さんは、次のよ うにも述べた⁷⁾。

「今までの学生運動って学内のカリキュラム改革運動はやったことないから、どこから、何を始めていいか分からへん。『多分、窓口は学生部違うか』ということで学生部に行ったんですが、矢野さんは『学生部ではあかん』と。その時に同和問題委員会があったから、その機能はどうかという点をちょっと洗い直して、そこから学内に拠点

をつくるという意味で〈中略〉同和問題委員会どうにかできへんやろか、もうちょっと機能するようにできへんやろかというテーマも入ってきたと。」

こうして部落研学生が結成した部落問題講座 開設要求委員会によって学生部委員会へ提出さ れた1966年6月の要望書において同和問題委員 会は、「37年の講演会、38年(筆者注:前者は昭 和37年、後者は昭和38年)のパンフレット発行 を除いて、ほとんど見るべき活動を行っておら ず、今ではその名も忘れられるような存在となっ ている」と酷評された。この指摘を踏まえ学生 部委員会は、同和問題委員会の正式な復活と「同 和問題を教養のカリキュラムに取り入れること について教務委員会で専門的に検討するよう要 請することを決めた」。その後9月の教務委員会 にて協議が行われ、この科目については「全学 の共通選択科目とし教職科目の選択科目にも流 用できるものとする、開講は杉本学舎とする、 文学部か経済学部のどちらかを担当学部とする、 2単位とする、担当については1人に負担をかけ ない、等の諸点では意見の一致をみた」とされる。 「上田 1980:9-11]

再建された同和問題委員会⁸⁾は、11月に「一般教育科目(社会科学)として『部落問題論』を開設する意義と内容について(案)|を作成し、

12月の教務委員会にて議論されたが、開設に向けての結論を得られなかった。否定論としては、「従来の一般教育科目提供の概念よりして疑義があり、これを一般教育の領域に含めることにするならば、先ず一般教育の基本的原則を確立する必要があり、ただ単にこの科目の社会的必要性のみによって直ちにこれを一般教育科目として提供することは危険性を伴うであろう」といったものであった。1967年1月の教務委員会にて開設に向けての再議論がなされたが、各学部の意向は全く分かれたため、「一般教育科目/専門科目」のいずれとしてとして取り扱うのかについての投票を行い、一般教育科目として取り扱うことを決定した(一般:専門=11:5)。[上田1980:12-15]

ところがこの扱いに教養部運営委員会が異議を表明した。異議の第一点目は、「同和問題の講義を一般教育課目として提供することについての根拠が不十分」であること、第二点目に、教務委員会が一般教育科目の提供についての一方的な決定を行ったことであった。この異議によって、1967年度開講をめざしていた計画は頓挫することとなった。

しかし、3月に教務委員会は、「同和問題講座 に関し教務委員会としては先に結論を出してお り、それを変更しなければならない新しい理由 は認められない | とし、学長に正式な答申を行っ

学期	概要	内 容	時 数	担 当 者
	総論	総 論	8時間	黒田了一教授 (法学部)
前期		歴 史	8時間	原田伴彦教授 (経済学部)
		現 状	8時間	山本登 教授 (文学部)
	計画	環境	8時間	住田昌二助教授 (家政学部)
後期		社会計画	8時間	岡村重夫教授 (家政学部)
		教 育	8時間	盛田嘉徳教授 (大阪教育大学)

表 1 「社会計画論」の内容・時数・担当者

年度	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979
人数	172	408	1215	617	831	617	712	759	753	731	911	573

表 2 「社会計画論」の受講者数(1968~79年度)

た。そして、大学協議会は、「一般教育科目として早い時機に開設するのが妥当である」との「強い姿勢で諮問することになった」。

1967年4月に、教養部長・運営委員が交替し、新教養部長は、部落問題を取り上げる「社会計画論」について学長に答申を行い、当初の原案の通り、一般教育科目社会学系列として開講されることになった。以降、教養部運営委員会・社会計画小委員会にて実施具体案が検討され、表1のように内容・時数・担当者等を決定していった。[上田 1980:16-20]

こうした経過をたどり、1968年度に「社会計画論」(部落問題論)が開講され、その後の1968~1979年度の受講者数は表2のように記録されている。[上田 1980:21]

なお、科目が設置された後には、講義内容の 充実を求める学生の活動が展開されたと、部落 研OBである渡辺俊雄さん(1967入学)は語った。

「僕らは授業に出てましたよ、ちゃんと。 出て、先生の言うことをチェックしてやね、 終わったら『ここ抜けてますね』とか言う て〈中略〉『次の授業で補足してください』 って生意気(笑)。」

以上のように、市大における初の同和教育関連科目である「社会計画論」の開講についても、「学生の告発及び要求」を契機としたものであり、その後の同和問題委員会・教務委員会等での真摯な議論を経ての開講であったと言える。

加藤さんは、「同対審答申を評価する教員が多

かったのが幸いした。大学によっては評価しない教員も多く、もしそうであったら、科目は成立しえていなかったかもしれない。」と述べた(2019年6月7日電子メールの引用)。また、轟さんは、この要求活動の成功は、当時の時代状況によるところが大きいとし、一つに同対審答申が提出された時期であったこと、二つに1968年以前であり自治会や学生運動そのものがセクト化していない時期であったこと、三つに大学が比較的民主的であったこと、四つに原田・山本両教授等の理解のある教員がいたこと、といった条件がそろっていたと述べた。

さて、渡辺さんによると、「社会計画論」が開 設されたこと、そしてそれを受講することで、 市大部落研への(出身) 学生の参加が促進され た側面もあったとされた。この点は、部落研OB である谷元昭信さんが自著で次のように述べて いることから裏づけられるであろう。「私はたま たま見ていた『毎日新聞』の小さな一段記事に 釘付けになった。〈大阪市立大学で部落問題論開 講 全国で初めて〉とある。来年(一九七○年) から、正式な単位講義として大学で部落問題に ついての授業が行われるという。私は、胸が高 鳴るのを感じ、叫びながら走り回りたい気持ち だった。〈中略〉〈私は、大阪市立大学に行って、 部落問題を勉強して、弁護士になるのだ〉そう 思うと、今まで長い間もやもやとしていたもの が、一気に霧散していくような気がしてきた。| [谷元 2017:41]

3. 同和問題への取り組み強化と「学生による告発及び要求 |

(1) 同和問題研究室の設置と主担者の配置

「社会計画論」が開講された1968年から翌1969年にかけては、全国的に学生運動が興隆した時期であり、市大でも医学部の民主化運動を発端とした学生運動が展開され、大学の様子が大きく変わった時期でもあった。当時の様子を、部落研OBである吉田光男さん(1966年入学)は、次のように語った。

「68年からは自治会も潮流別運動になってね。だから、68年は講座の関係もあるから1年生を募集したら結構入ってきた。だけども運動がそんなやから、デモ行った後で、僕らが頼りなかったから中核派へ流れたりね。そいで、ものすごい優秀な子で中核派に流れて革マルに殺されたりね。それはA君ていうてね、渡辺君なんかよう知ってるけど、優秀で…〈中略〉B君とかいろんな者を含めて…。だから、68年ぐらいからはだいぶガラッと変わったっていうんは、そんな事もあると思いますわ。」

このような状況にあった1969年6月にビラ配りや署名活動をしていた部落研学生にむかって商学部助教授が「市大も無法地帯だが、部落はそれ以上に無法地帯だ。部落に一般の人が入っただけで、グサリッとやられる。そのような部落もある」という発言を行った。

また、同年11月には、文学部助教授による教 科教育一般の講義において部落研学生が、教育 の機会均等について報告する中で部落問題にふ れたところ、助教授は「部落民は何故、部落、 部落といわれて悲しむのでしょうか…」、「この 世の中にはいいものが残ってゆく。部落が残っているのは誰かが残したい理由がある」等の発言を行った(なお、これらの差別発言を契機として、1970年度から文学部にて「同和教育論」が、1971年度から商学部にて「部落産業論」が開講され、同和教育関連科目は「部落問題論」・「同和教育論」・「同和教育論」・「部落産業論」の三科目となった)。

部落研の学生たちは、このような差別発言を告発し、その問題点を指摘した⁹⁾。この告発を受けて各学部での教授会での議論を経て、発言の事実とその背景等に関する声明が出された。さらに、この連続して起こった教員の差別発言は府連からの糾弾を受け、次に示すような八項目の要求が突きつけられた。[上田 1980:22-35]

この要求を受けて12月の大学協議会では、同和問題について積極的に取り組むことが確認された。そして、同和問題に関する今後の基本方針について諮問を受けた同和問題委員会は、1970年1月の大学協議会に答申「同和対策について」を提出した。この答申は、市大の同和問題に対する取り組みの基本方針¹⁰⁰を示すものとされており、以下のような諸点が示されている。

■大学に対する具体的要求 部落解放同 盟大阪府連合会

- 1. 既存の部落問題委員会のあり方
 - ○権限と機能を強化すること
 - ○予算を持つこと、事務職員を持つこ と
 - ○部落研学生の意向を十分に反映させ ること
- 2. 部落問題論の充実と受講体制の保障
- 3. 教員になる者は, 部落問題関連科目を 必修単位にすること, 又教職単位の中

に部落問題関連科目単位を含めること

- 4. 学生、教職員に対する部落問題についての啓発を充実すること
- 5. 学生部落研活動への積極的援助を行うこと
- 6. 市大部落問題研究室を作ること, 市民 に対する啓発活動を展開すること
- 7. 大阪市の部落解放総合計画に対し、積極的に協力すること、特に浅香部落に対して協力を行うこと
- 8. 市大における部落問題への取り組み 10ヶ年計画を各学部において示すこと

■答申「同和対策について|

- 1. 同和問題委員会の強化について
- 2.「部落問題論」の受講体制について
- 3. 教職志望者に対する「同和教育論」および「部落問題論」の必修化について
- 4. 教職員に対する啓発について
- 5. 学生部落問題研究会に対する助成について
- 6. 同和問題研究所の設置について
- 7. 同和問題関係の資料室の設置について
- 8. 大阪市同和対策総合計画の策定に関する協力体制について
- 9. 同和問題関係の予算について

答申の1では、新たな提案として第一点目に、それまで学長の諮問機関であった同和問題委員会を、大学協議会の専門委員会として位置づけることが示された。第二点目に、同和和問題研究所(室)を設置し、その主担者をおくこと(この点は、6・7とも関連する)、第三点目に、各部局に同和問題委員会(委員数2~3名)を設置すること等が挙げられている。そして、1970

年5月には「大阪市立大学同和問題委員会規程 (案)」(組織のメンバーや審議内容に関する8条からなる)が大学協議会に提出され、6月に原 案の通り承認され、公布された。

3については、「先行要件として部落問題論を 位置づける必要はないが、あらかじめ受講して おくのが大変望ましいので、同和教育論は2回 生以上とすること | とされた。

4では、第一点目に、各学部の同和問題委員会が独自に、あるいは共同して、教職員研修を計画立案・実施すること、第二点目に、学生・教職員・一般市民を対象とした公開講座を計画立案・実施すること、第三点目に、同和問題に関する資料を作成・配布することが挙げられている。

6では、第一点目に、第①~⑦部門を設け(① 人権問題に関する基本問題、②部落史・部落解 放運動史、③-1現状分析:社会構造社会福祉、 ③-2現状分析:産業・労働、④-1現状分析: 住宅・地区計画、④-2現状分析:保健・衛生・ 医療、⑤-1同和教育:学校教育、⑤-2同和教育: 社会教育、⑥関連部門:スラム、⑦-1関連部門: 朝鮮人問題、⑦-2関連部門:少数集団問題一般)、 加えて、事務部門として庶務係・資料係の2係 による部門を構想している。第二点目に、経済 研究所南側に独立した研究所を建設するとも記 されている。

以上のように答申「同和対策について」は、 当時としてはかなりの先進性を有していたもの であったことが分かる。

その後7月には、同和問題委員会から「『同和問題』担当教員の選考等について」・「同和問題研究室要項」等の基本構想が説明され、各学部教授会にて審議され、9・10月の大学協議会にて承認された。同和問題担当教員は新たに採用

され、上田一雄さん・村越末男さんの二名に決 定した。また、同和問題委員会は、同和問題研 究室設置までの間の研究室業務を行うための同 和問題研究会11)の設立ついての案を作成し、 1971年3月に大学協議会にて承認された。この 同和問題研究会は暫定的な組織であり、同和問 題委員会は10月に「同和問題研究室(仮称)設 置請求書 | を関係部局に提出し、翌1972年10月 の大学協議会にて学長から、「同和問題研究室規 程(案)」(目的、実施事業、研究室メンバーに 関する5条からなる)を制定したいとの提案が なされ、11月の大学協議会にて承認された。そ して1973年1月に、同規程ならびに「同和問題 研究室研究員会議規程 | が公布され、2月に同 和問題研究室研究員12)の辞令が発行され、全国 初と言われる部落問題の研究機関が1973年度か ら始動することとなった。[上田 1980:36-47]

なお、現人権問題研究センター長・古久保さくらさんの配布資料¹³⁾ によると、以後の同和問題研究室では、「学内における同和問題を中心とした意識調査」・「学内人権問題事象への対応協力」・「被差別部落住民の社会・経済的地位や被差別部落コミュニティについて数多くの量的・質的調査事業、同和地区における数々の実態調査・意識調査の実施」・「マイノリティ問題をはじめとする人権問題に関する市民意識についての調査実施」・「同和問題関連調査報告書をはじめとする資料収集(戦後のこの分野における調査資料のコレクションとしては日本トップクラス)」・「全国各地の部落問題・人権問題研究団体の紀要・機関誌などの収集」等、貴重な実績の数々が設置後積み上げられてきたことがわかる。

以上のように、教員による差別発言が「学生 による告発及び要求」によって明らかにされる ことで、部落解放運動側からの教育要求が引き 出され、それによって、大学としての取り組みの基本方針である「同和対策について」が作成される結果となった。この方針は先進的な内容を有しており、その一環として同和問題研究所(室)の設置とその主担者の配置が確認されたのであった。部落解放運動側からの教育要求や「同和教育の制度化」の後押しもあったのであろうが、1960年代の成立過渡期を経て1970年代に至り、同和教育推進に向けた大学の「主体性」が現われたといえるのではないだろうか。基本方針「同和対策について」はその証であったと考える。

(2) 同和教育推進校における教育実習と「学生による告発及び要求」

1970年代に市大は、同和教育推進校(以下、

同推校と略す)における教育実習に取り組み始めた。その契機も、「学生による要求」であった。 1973年1月に部落研が教職課程委員会に対して、「同和教育推進校実習希望者に対し、大学が

責任を持って実習校を斡旋すること」・「同和教育推進校実習に関しては大阪府同和教育研究協議会(大同教)、大阪市同和教育推進協議会(市同教)と交渉されたい」等を内容とする要望書を提出したのである。

そして、同推校での教育実習を希望する学生 有志¹⁴⁾ は、同和教育推進校実習実現連絡会(以下、 同実連を略す)を結成し、部落研からの要望書 が出された翌日、同主旨の要望書を教職課程委 員会に提出した。こうした要求を受けた大学側 は、教育実習担当者会議と教職課程委員会が協 同して同推校での教育実習実現に向けて準備を 進め、1974年5月に教職課程委員会は「同和教 育推進校における教育実習の実施要項(案)」(以 下、「実習要項(案)」と略す)をまとめた。 同実連は、所期の目的を果たしたとして発展的に解消し、学生たちは同和教育推進校実習生組合(以下、同実組を略す)を立ち上げた。そして同実組は、12月に教職課程委員会に対して、「同和教育論」の通年4単位化と「実習要項(案)」の充実を要求し、前者は1975年度に、後者は1976年度に実現することとなった。[上田1980:117-123] なお、「同和教育論」の通年4単位化は、1973年度に学生から要求¹⁵⁾ されていたものであったが、1974年11月にようやく教職課程委員会に「同和教育論(現行2単位)の4単位化について」(同和問題委員会発議)が提出されることとなった。

その後、1976年6月の教職課程委員会にて、「同 和教育論」が通年4単位化されことに伴って同 和教育特別ガイダンスの廃止16)が提案され、 1977年度は一端廃止された。しかし同実組学生 の強い要求により1978年には復活することと なった。このガイダンスの復活については、学 生からの「在日外国人(とくに朝鮮人)差別お よび障害児差別の両問題についても認識を深め る必要があり、そのため大学は、学生が教育実 習を受けるという決意を固めるうえで参考とな りうるよう〈中略〉両問題に対するガイダンス を行って欲しい」との要求に応えるかたちで、 両問題についての講演会を開催したとされてい る。「上田 1980:118-126] ここでの要求の実 現は、1974年に「障害者問題委員会」、1975年に 「外国人学生問題調査委員会」(後に「外国人学 生問題委員会」に改称)が設置され、同1975年 に「障害者問題論 |・「民族問題論 |・「朝鮮語 | が開講する等、市大における同和・人権教育が 推進されていく文脈上に位置づくものだと考え られる。

以上のように、同推校での教育実習、「同和教

育論」の通年4単位化等の実現は、「学生による 告発及び要求」が契機となり、人権教育関連委 員会や人権教育関連科目設置等、市大の同和・ 人権教育が推進されていく文脈上に位置づくも のだと言ってよいだろう。

4. 1970年代における差別発言・落 書の頻発

市大における1970年代は、差別発言・落書が 頻発する時期でもあった。1971~1977年に発生 した差別発言・落書の時期と内容(概要)は表3 の通りである。この表3から分かるように、大 多数は差別落書である。しかも、特に頻発して いる1976~77年は、教養部関係の場所において 落書がなされていることが分かる。

なお、1974年に発生した二部学生による差別 発言問題は、八鹿高校事件をめぐる対立が大学 内に持ち込まれたかたちで起こったものだとい える。その様子について、「二部学生自治会は『解 同朝田一派による集団リンチ事件特集』のニュー スを連日配布し、二部学生部落研は『現地調査団』 を派遣し〈中略〉『八鹿高校教育差別事件真相報 告会』を開催した」と記されている。このよう な状況下で、二部学生部落研は、二部学生Aが「同 盟のやつらは何をするか分からない」と、Bが「部 落差別で死んでも、俺には関係ないことだ」と 発言したと告発したが、二部学生自治会は、「こ れは部落研のデッチあげだしとし、一種の緊張 状態となった。このような事態に対して同和問 題委員会は、見解「同和問題講演会の開催にあ たって二部学生諸君に訴える | を表明するとと もに、海老原治善さん・村越末男助教授による「大 学と部落問題」とのテーマでの講演会を開催し ている。[上田 1980:74-75]

1976年4月の理学部教員の身体障害者に対す

表 3	1970年代に発生し	た美別発言・	· 莈聿
4X ()	13/04/06/70	<i>/ / / - </i>	冷吉

年	月	内容 (概略)
1971	11月	「狭山裁判糾弾決起集会」開催予定の教養教室黒板に差別落書
1973	2月	工学部一回生(TIC)の会合で、民族差別を含む差別発言
	10月	経済学部棟便所の差別落書
1974	12月	開催予定であった二部部落研学生による八鹿高校事件現地報告集会の直前に
1974		学生による発言問題発生
1976	4月	理学部教員の身体障害者に対する差別発言事件
	5月	工学部構内に差別落書
	6月	教養部教室の机上に差別落書
	7月	教養部便所に差別落書
1977	5月	第2学生ホール便所に差別落書
	СВ	図書館新閲覧室便所に差別落書
	6月	教養部2号館便所に差別落書
		工学部C棟便所に差別落書
		教養部3号館便所に差別落書
	10月	教養部掲示板に差別落書
		教養部3号館便所に差別落書
		教養部掲示板に差別落書
		工学部C棟便所に差別落書
	11月	新体育館便所に差別落書
		教養部掲示板および便所に差別落書
		教養部掲示板に差別落書
		教養部生協便所に差別落書
	12月	教養部3号館便所に差別落書
		教養部掲示板に差別落書
		教養部便所に差別落書
		教養部便所に差別落書

る差別発言事件の際にも、日本共産党大阪市立 大学支部発行の『市大新報』No.30(「ミニ『解同』 = 『部落研』と『同和問題委員会』の暴挙に対 して、無法に屈して、学問・研究の自由のない、 姿勢問われる理学部当局」)が配布され、部落研 や同和問題委員会を公然と批判する傾向が現わ れた。[上田 1980: 86-87]

市大の1970年代における差別発言・落書には、 矢田教育差別事件により顕在化し、八鹿高校事 件によって決定的なものとなった部落解放同盟 支持者と日本共産党支持者の(政治的)路線対立、「それによる部落解放同盟批判の公然化」が一つの背景となり起こったものもあった。なお、渡辺さんが部落研活動に参加していた頃(1970年頃)までは、部落研内部に日本共産党を支持する学生もいたが、ひどく対立する状況ではなかったとの証言を得ている。やはり、対立が決定的なものになるのは八鹿高校事件前後のようである。

こうした差別発言・落書の頻発に対して、

1978年度の同和問題委員会は、「差別事件(差別落書)の分析」・「『差別落書についての見解』の配布の徹底」・「学内研究教育体制の整備」・「同和問題研究室・同和問題委員会の充実」・「二部学生に対する差別落書に関する全学説明会の開催」を中心課題として取り組む見解を打ち出した「「つ。」「上田 1980:112-115]

1970年代の市大では、差別発言・落書が頻発し、 部落研や同和問題委員会批判の意味合いを有す る発言・落書も発生していた。この大学批判の 意味合いを有する発言・落書に対して、大学と して「主体的」に取り組まざるを得なくなった 側面もあったものとも考えられる。

おわりに

市大における同和・人権教育の成立・発展、 推進等に関わる主なトピックの契機は、「学生に よる告発及び要求」であったと言ってよい。そ の中心組織であった部落研の特徴について、加 藤さんは次のように述べた。「全国の学生部落問 題研究会の中でも、市大は学内活動に重点を置 き、活動を続けてきた。啓発ビラを定期的に配 布していた。学内活動の重視による、大学の学 生の意識変革は自分たち学生の研究会の責務と 考えていた。」(2019年6月7日電子メールの引 用)。

なお、部落研は学生のみならず、教職員の意識変革にも取り組んでいたようである。発足当初(1960年)の差別対策委員会のメンバーであった故横田三郎さんは、「オレが部落問題を理解できるようになったのは大賀君のおかげだよ。彼がしょっちゅう研究室に来てくれて、先生あのねと話してくれたんだよ」と語ったとされる¹⁸。「大塚 2016:484〕

この点は、轟さんの次の発言からも裏づけら

れる。

「先生の所にオルグに行くんですね。で、 特に味方に付けれそうな山本先生とか原田 先生ところへ行って、今度は学生部長とか 学長とか行くと。|

また、要求交渉のあり方について轟さんは、 次のように語った。

「例えば、学生のほうが団交ってやるでしょう。いかにもつるし上げですよ。でも、部落研はそれやらないから。だから、やられ慣れてる大学側にとっては(笑)、紳士的にやってもらってるなっていう感じ違いますかね。」

部落研は、当時の学生運動がしばしば行っていたような「団体交渉による吊るし上げ」、換言すると「吊るし上げること自体が目的であるような破壊的な運動」ではなく、大学を変革する運動を展開していたため、大学側も良心的に取り組むべきものとしてその要求に向き合ったのではないかと考えられる。

また、「学生による告発及び要求」を契機としながら、紆余曲折しつつも、学生の要求に真摯に応えようとする一部の理解ある大学教職員が存在し、その広がりがあってこそ、市大の同和・人権教育の推進がなれていったとも言えるだろう。この点と関連して加藤さんは、「部落問題講座開講運動の当初、学生部落問題研究会は学長と会見をしています。学生と学長がこの問題について話し合いました。学生にとって大学組織は不透明な世界でしたが、学長が私たち学生に、部落問題講座開講実現に向けてどのような道、

経路があるのかを教えてくれました。」と述べた (2019年6月20日電子メールの引用)。部落問題 講座開設に関しては、当時の学長も一定の理解 を示していたということだと解釈できる。こう した理解のある大学教職員の広がり、学生と教職員との相互応答的な関係の中で、市大の「人権文化」培われていったのであり、学生と大学 教職員との繰り返される応答こそが、「人権文化」 創造の過程であったのである。

その結果として、1970年代には、大学が「主 体的」に推進する同和・人権教育の動きが現れ たと言えるだろう。例えば第一点目に、狭山事 件とその裁判に関して、大学としての「主体的」 な取り組みが一定程度見られる¹⁹⁾。第二点目に、 同和問題委員会とは別のメンバーによる「障害 者問題委員会 |・「外国人学生問題調査委員会 | (の ち「外国人学生問題委員会」に改称)の設置が 決定されるとともに「障害者問題論」・「民族問 題論」・「朝鮮語」が開講されている200。そして、 1982年に「女性問題委員会」の設置が決定され、 4つの委員会が中心となって、部落問題、在日韓 国・朝鮮人問題、障害者問題、女性問題につい ての教育・研究が進んでいくこととなった。第 三点目に、1976年度末(1977年3月30日)に、 同和問題研究室の紀要『同和問題研究』創刊号 が発刊され、研究成果の蓄積が開始された(以 後毎年、刊行され、それは現在の紀要『人権問 題研究』に引き継がれている)。

他方で、市大における同和・人権教育の推進は「差別事件とその克服」の道であったとも言える。特に1970年代の「差別事件の頻発」は非常に残念なことであるが、その顕在化は、市大における「人権文化」の浸透度合いに比例していたのではないだろうか。確かに、部落解放運動における路線対立が学内に持ち込まれるかた

ちで、大学批判の意味合いを持つ差別事件が発生し、それに大学として取り組まざるを得なくなった事情もあったのであろうが、差別事件を顕在化させる「人権文化」が大学内部に創られていたからこそ「事件の頻発」になるのであって、そうした「人権文化」が創られていない大学では問題が問題にならないであろう。このように考えると、同和・人権教育に対する大学の「主体性」が現れた1970年代に、「差別事件の頻発」を顕在化させたことは、市大が1960年代から継続的に取り組んできた「人権文化」の創造の成果であり、市大の学生たち・教職員等の継続的な応答とそれを受けた取り組みの結果であったとも解釈できる。

1960~70年代における市大の同和・人権教育をおし進めた原動力は、部落研を中心とした学生たちの主体的な要求運動、「学生による告発及び要求」であった。しかし現在、「学生による告発及び要求」は影を潜めているように思える。また当時と現在とでは、部落解放運動やそこと連帯してきた部落研(他大学では解放研)を、また大学、そして市大を取り巻く情勢はかなり異なり、「向かい風」が吹いている状況だとも言える²¹⁾。

しかし、一方で、2013年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、2016年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が、2016年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)が制定・施行された現実もある。部落差別解消法では、その第一条で、「部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする」と述べられ、第三条の2にて、「部落差

別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏ま えて、国及び他の地方公共団体との連携を図り つつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよ う努めるものとする」とされた。さらに、第五 条では、「国は、部落差別を解消するため、必要 な教育及び啓発を行うものとする。2 地方公共 団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、そ の地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、 必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとす る」とされた。こうした法を梃子としながら「向 かい風」を「追い風」にかえつつ、「人権文化」 創造に向けて高等教育機関が更なる貢献を果た す必要がある。日本の代表的な同和・人権教育 推進大学として市大の取り組みに今後も注目し、 期待したい。こうした点に関して、加藤さんは、 次のような展望を示している(2019年2月8日 電子メールの引用)。「1960年代の『部落問題だ けだった』というような状況ではなく、現在は 過去と比べものにならないほどたくさんの人権 問題が出され、取り組まれています。それぞれ 問題には当事者や同伴者が必ずいますし、また その専門家の先生がいますので、かつてない力 となります。人権センターがゆるやかに皆の条 件を整え、対話を増やし、コーディネーター役 を果たすことが必要です。|

さて、本稿で焦点をあてた「学生による告発 及び要求」をいかに再構築していくのかという 点は同和・人権教育推進上の大きな課題だと指 摘できるだろう。この再構築の方途等について は、今後の課題としたい。

なお、本稿は、松下一世(佐賀大学)・ハヤシザキカズヒコ(福岡教育大学)・板山勝樹(名桜大学)の三名により、日本学術振興会の助成を受けて行った「高等教育機関における同和・人権教育についての基礎的研究(二〇一五~二〇一八年度)基

盤研究(C) 15K04509」の一環である。この研究は、全国 大学同和教育研究協議会のプロジェクト研究としての委嘱を 受けて行ったものでもある。

[注]

- 1) 本稿では、「人権文化」を「自他の人権を尊重することは 当然だと考え、行動することが定着した生活のありよう」 と定義し、その創造を阻む差別発言等を学生が告発し、問 題の解決を要求する姿に着目して大阪市立大学において 「人権文化」が創造されていく過程を描き出していく。
- 2)部落解放研究所が1981年に行った調査によると、1960年代に同和教育関連科目を開講していた大学(開設年・科目名)は、大阪社会事業短期大学(1953年「同和問題」)・神戸大学(1958年「同和教育概論」・「同和教育特論」)・京都学芸大学(1962年「同和教育の研究」)・大阪学芸大(1969年「同和教育の研究」)・同志社大学(1966年「同和教育の研究」)・京都工芸繊維大学(1965年「同和教育の正しい認識のために」)・大谷大学(1966年「同和教育 I・II・II・IV・V」)・高知大学(1965年「同和教育論」)であった。1970年代になると、大阪大学(1970年「同和教育 I」)・大阪府立大学(1970年「部落問題論」)・京都大学(1973年「同和教育概論」)・高知女子大学(1974年「同和教育」)等々の多くの大学・短期大学での開講が進んだ。[中村 1981:84-112]
- 3) 本稿で取り扱う1960 ~ 70年代のトピックは、「大阪市立大学同和問題関係年表」に時系列にそってまとめ、掲載されている。参照いただきたい。[上田 1980:157-163]
- 4)大賀正行さんによると、部落問題研究会と名乗り、日本 共産党と一線を画していたのは市大部落研のみであった ようだ。大賀さんは、学生運動がセクト争いと分裂へと 向かった1960 ~ 70年代に、多くの大学部落研が共産党 系の青年・学生組織である民主青年同盟(民青)に乗っ 取られたが、「わが部落研はどちらかといわれれば民学同 系(筆者注:民主主義学生同盟)でしたが独自の立場を 堅持していた」とした。また、「わが市大だけは部落研で すので民青系かと疑われる」こともあったとする。なお 後に、民青系の部落研に異を唱える人々によって「各大 学に解放研が次々とうまれる時代」を迎えたとも述べて いる。[大賀・開田・谷元 2011:120-121]また、加 藤昌彦さんは、2019年6月7日の電子メールにて次の

- ように述べた。「一時期の学生部落問題研究会は全国ゼミナールにおいて2000人を集める力をもっていた。しかし、同和対策審議会答申を評価しなかった。もしも正しく評価し、市大の運動と連動していたら、部落問題、人権教育の進展は格段の進展をとげていたと思われます。」
- 5) 委員長を福井孝治学長とし、原田伴彦学生部長、黒田了 一法学部教授、山本登・大藪寿一・横田三郎文学部助教授、 岡村重夫家政学部教授、学生課長、補導係長を委員とした。
- 6) 一ノ瀬秀文(商学部)、栗原佑(経済学部)、黒田了一(法学部)、山本登(文学部)、山崎春成(経済研究所)、梅棹忠夫(理学部)、川名吉右衛門(工学部)、助川義寛(医学部)、岡村重夫(家政学部:委員長)、原田伴彦(学生部長)、藤本元次郎(事務局長)が委員として選出されている。
- 7)以下で用いる質的データは、2019年3月6日13:00 ~ 16:00に大阪市立大学人権問題研究センター・共同研究室にて行った、部落問題講座開設要求に関わった部落研OBへの聞き取り調査によって得たものである。参加者は、部落研OBである加藤昌彦さん・轟博文さん・吉田光男さん・小林正典さん・渡辺俊雄さん、大阪市立大学関係者である野口道彦さん・齋藤直子さん・廣岡浄進さん・鳥和博さんと筆者であった。
- 8) 本委員会は、東野一郎(学生部長)、池辺展生(教務委員長)、一ノ瀬秀文(商学部)、原田伴彦(経済学部:委員長)、 黒田了一(法学部)、山本登(文学部:副委員長)、朝山新一(理学部)、三輪雅久(工学部)、堀内一弥(医学部)、 岡村重夫(家政学部)が委員であった。[上田 1980: 12-13] 停滞していた同和問題委員会が再建された背景には、同和対策審議会答申がだされ政府や地方地自治体等で同和問題に対する今後のプランや具体的施策が検討される時代情勢があったとされる。[上田 1980:9] そうした情勢下で、「学生による告発及び要求」を一つの契機として同和問題委員会が再建されたものと思われる。
- 9) 部落研の学生は、この文学部助教授と差別発言が起きた当日の夜に会見する中で、次のように問題点を指摘している(11月11日付け「部落研アッピール」より)。会見で助教授は、「部落民であることを悲しむのは、いってみれば救いようのない、部落という烙印を押された者の集まりだ」と発言する。この発言に対して、「我々が「先生は、部落を最低の所でどうしようもない人間の集まりだと考えておられるのですね」ときくと、事も無げに認めるのである。又『部落差別がなくなるかどうかは、部落民が部落民だということでいじけるかどうかの問題だと言わ

- れる訳ですね』と聞くと『ハイそうです』と言い切るのである。」と部落研学生は記している。[上田 1980:31-32]
- 10) 基本方針を示したとされているものの、「何を・どのように行うのか」といった事業法的要素が強く、では「何故、行うのか」という理念の部分への言及がみられない点は課題だと考えている。
- 11) 本研究会の発足当初の研究員は、内海義男(商学部・労働)、 原田伴彦(経済学部・歴史)、牧英正(法学部・歴史)、山 本登(文学部・社会:研究会主任)、三輪雅久(工学部・ 都市計画)、三輪嘉男(工学部・都市計画)、柴田善守(家 政学部・社会福祉)、上田一雄(教養部・部落問題:主任 研究員)、村越末男(教養部・部落問題)、崎山耕作(経 済研究所・地域経済)であった。[上田 1980:44]
- 12) 研究員は、山名伸作(商学部)、原田伴彦(経済学部)、 牧英正(法学部)、山本登・大藪寿一(文学部)、三輪雅久・ 三輪嘉男(工学部)、柴田善守・住田昌二(家政学部)、上 田一雄・村越末男(教養部)、崎山耕作(経済研究所)であっ た。なお、初代室長は原田さんであった。[上田 1980: 47]
- 13) この「配布資料」は、2015年11月14日に開催された「関西大学人権問題研究室改組30周年記念シンポジウム」において、古久保さくら大阪市立大学人権問題研究センター長が報告用に作成したものである。
- 14) 1974年度時点での教育実習希望者は205名であり、そのうちで同推校実習希望者21名であったとされる。[上田1980:118]
- 15) 同実組に所属する学生等からの要求は他にも、「三回生での教育実習の実施」・「実習経費の大学負担」・「同推校実習の指定校制の導入」が挙げられたが、これらの点は実現してはいない。ただし、1976年度に実習受入校への謝礼として支払われていた3,000円が1977年度には5,000円へと増額されるといった改善はなされた。[上田1980:125-126]
- 16) 当時実施されていた教育実習に向けた取り組みは、①教育実習履修ガイダンス(実習の前年度末:教職課程一般と同和教育の2種類)・②教育実習指導講話(2月頃)・ ③教育実習指導講話(5月頃)・④同和教育推進校実習ガイダンス(5月頃)であった。①については、「教職課程一般と教育実習について、同和教育について、と二つの講和が行われる」とされる。②については、「実習希望者全員を対象として、外国人問題および障害者問題に関して2名の講師から講話がある」とされる。「上田

1980:124-125] ④については、同和教育推進校の実践者や大阪府同和教育研究協議会のメンバー等が講師(2~3名)として招聘された講話であったと記録されている。[上田 1980:129]「同和教育特別ガイダンス」とは、このような同和・人権教育に関する講話等を、次年度の教育実習生を対象として行う取り組みの総称であったものと思われる。

- 17) この見解に対して一部学生部落研は、「解放教育確立に向けた基本方針の作成」・「それを踏まえた10年計画の作成」・「全同委・学部同和問題委員会の権限強化」・「学生・院生・教職員に対する啓発活動の強化」・「全同委・同和問題研究室の予算拡大(対市要求)」・「狭山解放運動への協力」を要求している。[上田 1980:112-115]
- 18) 横田さんの発言の中に登場する「大賀君」は大賀正行さんであり、大賀さんは1958年に大阪市立大学に入学しており、地元日の出地区で部落解放運動を起こしつつ、大学に部落問題研究会をつくる等、運動にフル回転していたとされる人物であることは周知の通りである。[大塚2016:484]
- 19) 市大が、狭山事件とその裁判に対して、大学として取り 組んだのは1970年であった。同年12月に同和問題委員 会は「狭山事件の公正な裁判を要求する声明書」を発表し、 翌年5月に森川晃卿学長は、それを支持する「狭山事件 に関する学長談話」を発表した。また、同月に法学部教 員は、この件に関する研究会を立ち上げ、法学部長名で「談 話」を出している。そして、本件の東京高等裁判所裁判 長が寺尾正二に交代した後の1973年10月にも学長が「談 話」を発表し、11月には学長・各学部長連名で「狭山事 件の公正な裁判を実現するためのご支援についてのおね がい | への署名が呼びかけられた。その後、1974年10 月に寺尾裁判長が被告に対して無期懲役を言い渡したこ とに対して、1975年1月に「狭山事件に関する最高裁判 所への要望」を学長が発表し、10月には、学長・学部長 連名の「談話」を出している。さらに、1976年10月に 最高裁判所における審議が重要な局面にあると伝えられ た時にも、学長による「談話」が発表された。こうした 取り組みにもかかわらず、最高裁判所は本件上告を棄却 したため、11月に学長・各学部長連名の「談話」を発表 した。「上田 1980:130-137]

以上のように、学長をはじめとした市大の教員は、狭 山裁判に対して一定程度「主体的」に取り組んでいたと 言ってよい。

20) 古久保さんは、「障害者問題論」・「婦人問題論」に関して、

- 次のように述べている。「『障害者問題論』については、当 初は、研究者がいわば上から目線の授業をやっていたわ けですが、すぐに『青い芝の会』の人たちがやってきて、『そ れじゃあ、おかしいんじゃないか」ということで、『当事 者の視点を入れろ」『当事者抜きの授業をやるな』と講義 にやってきて、学籍のない障害者の皆さんが一番前に陣 取って、「現状の講義でいいのか」という抗議の声に鍛え られて講義をしていった経緯があります。|「『婦人問題論』 に関しては、婦人問題委員会が1980年に設置されており ます。1979年に、女性に対する差別落書、荊冠旗を女性 の性器に見立てた落書が学内で発見されます。この時、部 落問題研究会は『これは非常に差別的なんじゃないか』と いうことで問題にしようとしていきます。」とし、女性問 題に対して女子学生が声を上げにくい状況があった当時、 部落問題研究会と共闘する中で運動としての展開がなさ れ、「婦人問題論」開講要求が提出されるに至ったとして いる。「石元等 2017:39]
- 21) 阿久澤麻理子さんが、教養部廃止 (一般教養の軽視)、教 育大学の合理化、国立大学が独立行政法人化することに よる市場主義と成果主義の導入等は、教職科目と一般教 養科目を中心に発展してきた大学の同和・人権教育にとっ ては大きな打撃を与えていると述べた如く、大学教育改 革の波は、同和・人権教育の推進には「向かい風」となっ ている。[阿久澤 2011:162-163] また市大の場合、「大 阪市の財政逼迫による予算削減に向けた圧力」という「向 かい風」も存在しているとされる。古久保さんは、「2000 年代の後半から大阪市立大学は、大阪市の財政逼迫に伴っ て教員の20%削減を貫徹しました〈中略〉その結果、人 権問題研究センターの専任研究員は3名体制だったもの は2名までは削減しなくちゃいけないことになりました」 と述べた。[石元等 2017:41] また、「各教員の負担 が大変重くなっております。また、非正規雇用の職員も 増加する中、ハラスメントが非常におきやすい状況になっ たり、あるいは人権問題の解決のために、皆で知恵を集 めようという時間的な余裕がなくなったりしている問題 があります。その意味で、余裕がないことによって、新 しい人権侵害の可能性のある事象についての対応努力が 欠如していることが問題であると思っております。」とし た。[石元等 2017:48] このように市大独自の「向か い風」が存在している。さらに木村和美さんは、2002年 に特別措置法が失効した後の部落解放運動は岐路に立た されていると指摘し、「被差別部落内の経済・学力格差、 安定層の流出、生活困難層の流入、忌避意識の上昇、そ

して〈中略〉一連の不祥事を契機とした被差別部落やかつての同和行政へのバッシングの増大など、立ち向かうべき課題は多い」とした。[木村 2013:25] こうした運動の現状も「向かい風」の一つであろう。以上のような状況下で、かつてのように部落解放運動と連帯する部落研等の「学生による告発及び要求」を契機として「人権文化」創造をめざすことには困難が伴うようにも思える。2011年に市大部落研の開田めぐみさんは「市大部落研もぎりぎりの状態で続いてきて、今に至っているといっていいと思います。正直なところ、いつ活動が終ってもおかしくないところまで来ています。」と述べている。[大賀・開田・谷元 2011:124]

【参照文献】

- 阿久澤麻理子 2011 「日本の大学における人権・同和教育 一『教育』という学問領域からみた過去・現在・今後の 展望一」世界人権問題研究センター編『世界人権問題研 究センター研究紀要』第16号,世界人権問題研究センター, 153-165頁
- 石元清英等 2017 「関西大学人権問題研究室改組30周年シンポジウム 大学における人権問題研究と同和・人権教育: 大学附置研究機関としての役割と課題について考える」関 西大学人権問題研究室編『人権問題研究室紀要』第73号, 関西大学人権問題研究室, 1-72頁
- 上田一雄編 1980 『同和問題研究』別冊大阪市立大学同和問題白書 大阪市立大学同和問題研究室
- 大賀正行・開田めぐみ・谷元昭信 2011 「シンポジウム 大阪市立大学における部落問題への取り組み50年」大阪市立大学人権問題センター編『人権問題研究』第11号,大阪市立大学人権問題研究会,115-143頁
- 大阪市立大学人権問題委員会編 2016 『人権問題の最前線』 大阪市立大学人権問題委員会
- 大阪市立大学人権問題研究センター編 2016a 『人権問題 ハンドブック 1 部落問題編』大阪市立大学人権問題委員 会・大阪市立大学人権問題研究センター
- 大阪市立大学人権問題研究センター編 2016b 『人権問題 ハンドブック2ジェンダー編』大阪市立大学人権問題委 員会・大阪市立大学人権問題研究センター
- 大阪市立大学人権問題研究センター編 2016c 『人権問題 ハンドブック3在日外国人問題編』大阪市立大学人権問題 題委員会・大阪市立大学人権問題研究センター

- 大阪市立大学人権問題研究センター編 2016d 『人権問題ハンドブック5 障害者問題編』大阪市立大学人権問題委員会・大阪市立大学人権問題研究センター
- 大塚忠広 2016 「解説 横田三郎の世界―過去と現在, そして未来へ―」横田三郎「現代人権教育の思想と源流―横田三郎コレクション―」鳥影社・ロゴス企画, 471-489 頁
- 木村和美 2013 「マイノリティによる社会運動と社会関係 資本」大阪大学大学院人間科学研究科編『大阪大学大学 院人間科学研究科紀要』第39巻, 大阪大学大学院人間科 学研究科, 23-38頁
- 熊本理抄 2010 「大学における同和教育―取り組みの歴史 から見えてくる課題―」近畿大学人権問題研究所編『人 権問題研究所紀要』第20号,近畿大学人権問題研究所, 71-83頁
- 谷元昭信 2017 『冬枯れの光景一部落解放運動への黙示的 考察―(上)』解放出版社
- 中村清二 1981 「大学における「同和」教育の現状について――九八一年度大学アンケート調査結果を中心に―」部落解放研究所編『部落解放研究』第27号、解放出版社、66-112頁
- 野口道彦 2000 「同和問題研究室から人権問題研究センターへ」野口道彦編『同和問題研究』第22号, 大阪市立大学同和問題研究会, 1-44頁